

化学物質の自律的な管理へ

－産業医向け－

令和5年6月

労働安全衛生総合研究所
化学物質情報管理研究センター

城内 博 山本 健也

はじめに

労働安全衛生法が労働基準法から分かれ、施行されて50年が経過した。これまで労働安全衛生法令はさまざまな改正が行われ時代の要請にこたえてきたが、化学物質による労働災害件数の高止まり、小規模事業場対策の必要性、国際的な化学物質管理からの遅れ等が指摘され、広範囲の法令改正に至った。これは従来の法令順守型から自律的な管理へ大きく舵を切る決断でもあった。(関連文書①参照)

本書は特に産業医向けに、今回の労働安全衛生法令の改正の背景、改正の内容、産業医の職務に関連する事項についてまとめたものであり、以下の項目からなる。

1. 政省令改正の背景

- (1) 改正理由
- (2) 日本の制度で欠けていた点とその克服

2. 改正の内容

- (1) 危険性・有害性に関する情報伝達の強化
- (2) リスクアセスメント
- (3) 管理体制の強化
- (4) 健康管理関連

3. 産業医の職務に関連する事項

- (1) 健康診断
- (2) 職場巡視
- (3) 衛生委員会の付議事項
- (4) 緊急時対応等

4. 関連文書

付録1 自律的な管理チェックリスト

付録2 政省令改正項目、施行時期

付録3 化学物質の自律的な管理に係る労働安全衛生法令

付録4 (健康診断個人票) 様式第二十四号の二

1. 政省令改正の背景

(1) 改正理由

① 化学物質による労働災害件数の高止まり、重篤災害の発生

近年、化学物質による休業4日以上の労働災害は年間400件~500件である。表1に死傷病報告（休業4日以上）（令和元年度）をまとめた。特別規則対象物質による災害件数は全体の2割であり、8割は特別規則対象外物質で起きている。また、全体の約半数の件数を占める皮膚に対する障害においては、特別規則対象物質は1割、特別規則対象外物質が9割を占めている。これらのデータから特別規則対象の物質の使用が避けられ、有害性の不明な物質への代替が進み、このことが特別規則対象外物質による災害につながっているという懸念が示されている。

さらに、ジクロロメタン又は1,2-ジクロロプロパンの使用による校正印刷業務による胆管がん、オルト-トルイジンの使用による染料・顔料の中間体製造作業による膀胱がんなどの重篤災害も記憶に新しい。

表1 特別規則（特化則、有機則等）及び特別規則以外の有害物による障害別災害件数

		災害件数	吸入による 神経障害等	眼に対する 障害	皮膚に対する 障害
特別規則 （特化則、 有機則等） の有害物	有害物計	73	33	14	27
	特化則	50	18	8	25
	有機則	18	10	6	2
	鉛	5	5	0	0
特別規則以 外の有害物	通知・表示対象	129	13	32	90
	通知・表示対象外	3	0	1	2
	原因物質不明	188	28	60	104
	一酸化炭素	32	32	0	0
	酸欠	2	1	0	0
	有害光線	6	0	6	0
	記載なし	12			
	合計	445	107	113	223

最下行の災害件数と各障害件数の和が一致しないのは、障害について複数回答の場合があるため

（出典：令和元年度労働者死傷病報告）

② 小規模事業対策の遅れ

表2に事業場規模（労働者数）と災害発生の割合を示した。30人未満の事業場で特に爆発・火災・破裂の事故の割合が高い。また有害物との接触においても30人未満の事業場で事故の割合が高い。

表2 事業場の労働者数と災害発生の割合

労働者数 (人)	事故の型	
	爆発・火災・破裂	有害物等との接触
500以上	2.8%	4.8%
100～499	9.6%	23.3%
50～99	6.7%	12.0%
30～49	10.1%	13.3%
10～29	41.0%	26.2%
1～9	29.8%	20.4%
計	100.0%	100.0%

(出典：令和元年度労働者死傷病報告)

50人未満の事業場では、特殊健康診断、作業環境測定及びリスクアセスメント実施率は総じてその実施率が低く、危険性・有害性に関する情報伝達が十分ではないことがうかがわれる(表3)。

表3 中小企業における化学物質管理の状況

企業規模	特殊健康診断 (実施率)		作業環境測定 (実施率)		リスク アセ ス メ ン ト (実施率)	企業規模	有害業務 に従事し ている認 識がある 割合	有害業務 に関する 教育又は 説明を受 けた経験 がある割 合	SDSが どのよう なものを 知っている 割合	ラベルが どのよう なものを 知っている 割合
	有機溶剤	特定化学 物質	有機溶剤	特定化学 物質						
5,000人 以上	62.5%	84.8%	97.7%	97.3%	59.6%	5,000人 以上	73.4%	66.2%	76.7%	61.7%
1,000～ 4,999人	37.0%	68.4%	95.8%	96.9%	62.5%	1,000～ 4,999人	72.1%	59.7%	74.2%	58.3%
300～ 999人	49.6%	75.7%	95.6%	96.5%	53.6%	300～ 999人	74.4%	48.4%	65.7%	51.2%
100～ 299人	63.5%	67.8%	90.4%	94.6%	40.8%	100～ 299人	71.3%	55.9%	48.9%	41.1%
50～99人	65.5%	71.5%	84.3%	96.2%	52.4%	50～99人	56.4%	50.1%	39.8%	34.1%
30～49人	52.1%	41.3%	74.7%	70.1%	30.1%	30～49人	59.7%	40.5%	32.8%	28.3%
10～29人	52.2%	52.2%	63.3%	75.7%	29.4%	10～29人	52.5%	37.7%	35.6%	26.5%

(出典：平成30年労働安全衛生調査(実態調査)、平成26年労働環境調査)

③ 化学物質管理の国際的な潮流からの遅れ

- 化学物質のハザード管理からリスク管理への対応

ハザード(危険性・有害性)管理とは危険有害な化学物質は使用しないつまり製造禁止等による対策をいう(例：ベンゼンゴムのりの製造禁止)。一方、リスク管理とは危険有害なものであっても災害発生の可能性(リスク)をできるだけ小さくして使用することをいう(例：特化則、有

機則等ではばく露の程度を低くするための措置義務（作業環境測定実施、局所排気装置の設置、保護具の使用など）が定められている。

欧米においては1980年代には現在のリスクアセスメントの概念（危険性・有害性の特定、量-反応関係からの閾値の推定、労働者のばく露評価、リスクの総合判定）による管理が提唱され、導入されてきたが、日本においては長年にわたり特化則、有機則等による措置に基づいたリスク管理が行われている。

- 法令順守型から自主対応型への対応

特別規則（特化則、有機則等）のように個別の物質に対する措置義務に基づいた管理を法令順守型という。一方、事業者がリスクアセスメントを実施し、その結果に基づいて事業者自らが対策を講ずる管理を自主対応型という。

この自主対応型の概念は1974年英国の「職場における保健安全法」に端を発するが、その基本は「法律は原則のみとし、規則、指針、承認実施準則などで補完する体系事業者は合理的に実施可能な限りにおいて対策を講じる。訴訟等が起きたときには、事業者は十分な防止対策を講じていたことを証明できなければ罰則が適用される」というものであった。この改正の背景として、当時化学物質に関係する法令は500以上あったものの有効に機能していなかったことがあげられる。この「職場における保健安全法」考え方が現在の欧米での化学物質管理の主流となっている。（以下、「自主対応型」を省令改正に合わせて「自律的な管理」と呼ぶ）

我が国においては平成28年以降、限られた化学物質（640物質）に対してリスクアセスメントが義務になったが、特別規則対象物質に対しては従来の措置に基づいたリスク管理が行われ、また特別規則対象外物質に対して自律的な管理を実行するための制度、支援が十分ではなかった。

(2) 日本の制度で欠けていた点とその克服

前項①～③の問題における共通の要因として、日本では化学物質の危険性・有害性を伝えるシステムの整備が遅れたことがあげられる（根本的な問題）。危険性・有害性がわからなければ化学物質を安全に取り扱うことはできないことが改めて認識され、今回の改正においては、危険性・有害性を伝える、つまり労働者と危険性・有害性の情報共有すべき化学物質の数を段階的に増加させることにした。増加するすべての化学物質に対して、これまでのように特別規則（特化則、有機則等）と同様な措置義務をかけることは不可能であり、膨大な数の化学物質管理は事業者の裁量に委ねるのが合理的であると判断された。

すなわち労働者との化学物質の危険性・有害性情報の共有に基づいた、事業者の選択によるリスクアセスメントシステム（GHSに基づいた情報伝達、さまざまなリスクアセスメント方法の導入）の構築が改正の目的である。このリスクアセスメントシステムを主導するために、事業場規模に拘わらず化学物質管理者の選任が義務付けられた。また保護具の重要性が認識され、保護具の使用が必要な事業所においては保護具着用管理責任者の選任も同様に義務付けられた。

新しいリスクアセスメントシステムを実施するためには、従来の法令の措置に基づいた化学物質管理の概念とは異なる概念・手法の導入が必要であり、従来の化学物質管理に関する労働安全衛生法

令を少なからず（広範囲に）改正する必要が生じた。（付録3 改正労働安全衛生規則参照）

2. 改正の内容（詳細は関連文書②及び③を参照のこと。）

(1) 危険性・有害性に関する情報伝達の強化

化学物質管理において、その関係者間での物質の持つ危険性・有害性に関する情報の共有は最上位に位置する、すなわちまず初めに行うべきものである。化学物質の製造者（事業者）であればその事業所内労働者の健康維持のために、また供給者（譲渡・提供者）であれば供給先の労働者の健康維持のために、ラベル表示及びSDS交付によって物質の危険性・有害性を伝える義務がある。物質の危険性・有害性はその情報を持っている製造者又は供給者が発信しない限り、物質を受け取る者は知るべきがない。これが物質の危険性・有害性に関する情報発信が義務化される理由である。

欧米では基本的にGHSに基づいた分類で危険性・有害性があると判断された全物質について、情報提供が義務化されているが、日本ではラベル及びSDSによる情報提供が義務化されている物質が限定されていることから、徐々に物質数を増加させることとした。

現在は製造・使用等の禁止物質が8、特化則、有機則等対象物質が123、ラベル貼付、SDS交付及びリスクアセスメント義務対象物質が674である。（図1）

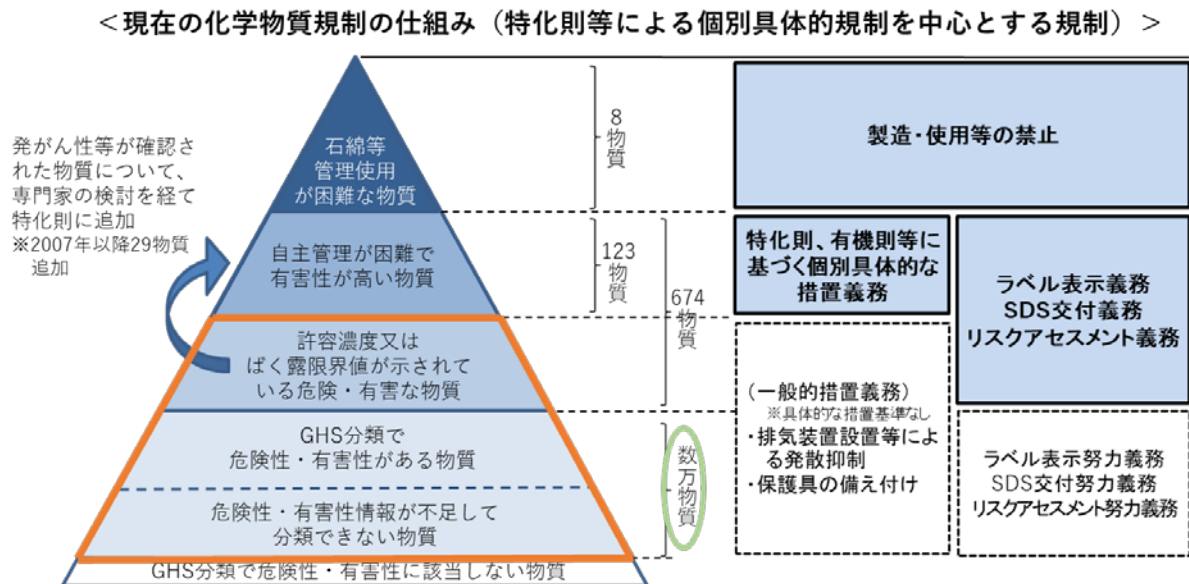


図1 現在の法令順守型における化学物質管理の体系

これまでに政府がGHSに従って分類し、その結果を製品評価技術基盤機構（NITE）のホームページに公開し、さらにこの分類結果に基づいてモデルラベル、モデルSDSを職場のあんぜんサイト（厚労省）で公表している化学物質数は約2,900である（上記674物質も含む）。これらの物質についてはGHS分類結果、モデルラベル、モデルSDSが入手可能であることから、数年以内にラベル表示、SDS交付及びリスクアセスメントを義務化することになった（図2参照）。今後、国はさらに年間50～100物質を新たに分類し続ける予定である。そしてその結果をNITEホームページに公表し、モデルラベル及びモデルSDSも公表した後、これらの物質はラベル表示、SDS交付

そしてリスクアセスメント義務対象物質になる（図3参照）。

	R4.2改正 (R6.4施行)	R5改正予定 (R7.4施行予定)	R5改正予定 (R8.4施行予定)
○ラベル表示・SDS交付義務化 ※改正後施行までの期間は2年程度	234物質	約700物質	約850物質
	急性毒性、生殖細胞変異 原性、発がん性、生殖毒 性のいずれかが区分1	左記以外 のいずれ かが区分1	区分1とな る有害性 区分なし

（これらの物質のリストは順次労働安全衛生総合研究所サイトに掲載される：

https://www.jniosh.johas.go.jp/groups/ghs/arikataken_report.html#m02)

図2 ラベル表示・SDS交付義務対象物質の増加スケジュール

SDS 交付対象物質の大幅な増加及び情報技術の多様化を鑑み、情報の通知方法を柔軟化（ホームページで SDS を公開し、その URL を譲渡提供先に伝える等）した。また「人体に及ぼす作用」の定期的な確認、SDS 等における成分の含有率表示の適正化（重量パーセントでの表示）、事業場内で別容器に保管する際の表示（最低限、物質の名称や危険性有害性を表す絵表示を貼付する等）についても改正を行った。（詳細は省略する。）

(2) リスクアセスメント

従来の特別規則では該当する対象物質に対して作業主任者の選任、局所排気装置の設置、作業環境測定の実施、保護具の備え付け・使用、特殊健康診断の実施などが義務付けられている。これらは対象物質に対する一律の規定であり、一部を除き作業環境（ばく露の程度）のリスクに応じた対応は考慮されていない。特定された一部の物質(123 物質)についての管理は行き届いたものになり得るが、その他数多の物質についての管理は不十分なままである。またすでにリスクアセスメントが義務となっている 674 物質 (2021 年) についても、管理が十分に行われているとは言い難い状況である（表 1 参照）。

今後ラベル表示、SDS 交付が義務対象となる物質数は増加し、これら全てが同時にリスクアセスメント義務の対象（以降、リスクアセスメント対象物と呼ぶ）（労働安全衛生法第五十七条の三）となる。リスクアセスメント対象物は労働安全衛生法施行令別表第三第一号（製造許可物質、特定化学物質第一類）及び同別表第九に記載されている物質とその混合物である。

リスクアセスメントは取扱い物質の危険性・有害性の調査、ばく露濃度の調査等（作業環境測定、個人ばく露測定、推定法等）により行うが、これらの方法は事業者が選択できる。またリスクアセスメントに基づいた対策も事業者が選択できる。これにより限定された物質に偏重していた資源を、事業者の優先順位に基づいて活用できるようになる。リスクアセスメント対象物以外で、GHS 分類により危険性・有害性が明らかになっている物質は、これまで同様にリスクアセスメントは努力義務（労働安全衛生法第二十八条の二）である。

リスクアセスメント実施の時期は従来の「化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針」(平成27年、令和5年改正)(以下、化学物質リスクアセスメント指針と呼ぶ)(関連資料④)と同様以下のとおりである。

① 法令上の実施義務

- ・ リスクアセスメント対象物を原材料等として新規に採用し、又は変更するとき
- ・ リスクアセスメント対象物を製造し、又は取り扱う業務に係る作業の方法又は手順を新規に採用し、又は変更するとき
- ・ リスクアセスメント対象物による危険性又は有害性等についての情報に変化が生じ、又は生ずるおそれがあるとき

② 化学物質リスクアセスメント指針による実施努力義務

- ・ リスクアセスメント対象物に係る労働災害が発生した場合であって、過去のリスクアセスメント等の内容に問題がある場合
- ・ 前回のリスクアセスメント等から一定の期間が経過し、リスクアセスメント対象物に係る機械設備等の経年による劣化、労働者の入れ替わり等に伴う労働者の安全衛生に係る知識経験の変化、新たな安全衛生に係る知見の集積等があった場合
- ・ すでに製造し、又は取り扱っていた物質がリスクアセスメント対象物として新たに追加された場合など、当該リスクアセスメント対象物を製造し、又は取り扱う業務について過去にリスクアセスメント等を実施したことがない場合

従来から取り扱っている物質を従来どおりの方法で取り扱う場合は、リスクアセスメント実施義務の対象にはならない。しかし過去にリスクアセスメントを行ったことがない場合等には、事業場における化学物質のリスクを把握するためにも、計画的にリスクアセスメントを実施することが望まれる。

国はリスクアセスメントにおける吸入ばく露の指標となるばく露管理値(濃度基準値)を定め(安衛則第五百七十七の二第二項)、事業者には労働者のばく露がこれを下回るような対策が求められる。濃度基準値は、ACGIHのばく露限界値等も参考にして、600物質~700物質ぐらいいに対して定められる予定である。表4に濃度基準値設定に関する今後の予定物質を示した。2022年度は118の物質について濃度基準値設定が検討されたが、分析技術の検討、さらなる詳細な検討の必要性、発がん物質には濃度基準値は設定しない等の理由により、実際には67物質についてのみ定められた。

表4 濃度基準値検討の予定物質数

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度以降
濃度基準値の設定 (施行まで1年程度)	118物質検討 →67物質設定	約160物質	約180物質	約390物質

皮膚への刺激性・腐食性・皮膚吸収による健康影響が懸念される物質については保護眼鏡、保護手袋、保護衣等の使用が求められる。これについてはすでに GHS 分類済み物質以外の物質についても措置義務がかかっていることに留意する必要がある。

以上をまとめると、化学物質から見た新たな管理体系は図3のようになる。

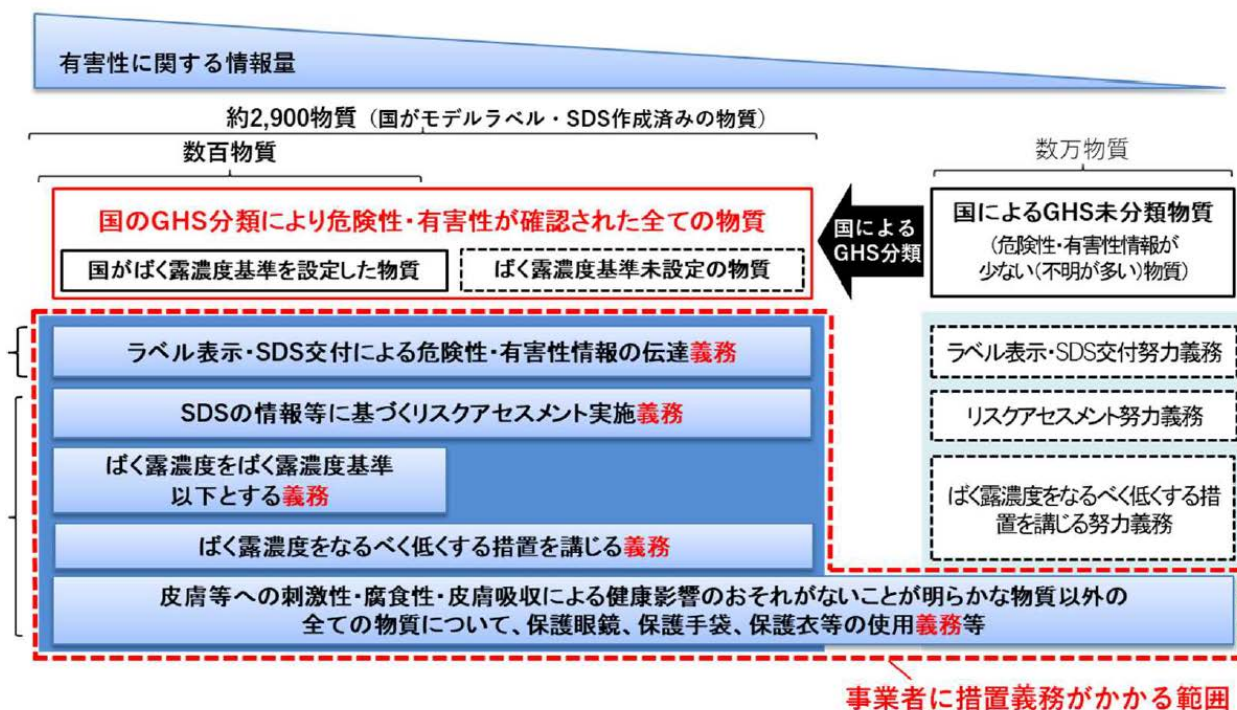


図3 新たな化学物質管理の体系

事業者はリスクアセスメントの手法を自ら選択することになるが、現在どのようなリスクアセスメントの方法が考えられているか表5に示した。リスクアセスメントの手法は、取扱い物質、作業態様、工学的な設備、保護具の有無などによっても異なり、同じ事業場においてもそれらの条件によりさまざまな手法を使い分けることになろう。リスクアセスメントに関する手法、評価、対策は後述する化学物質管理者が主導する。

事業者は労働者に取扱い物質の危険性・有害性に関する教育を行い、さらにリスクアセスメントに労働者を参画（意見の聴取等）させなければならない。

労働者のばく露濃度の程度を評価するためには実測が推奨されるが、必ずしも実測に依らない方法（Create Simple による推定、記述的な評価）でも良い。実測の方法としては従来から日本に定着している作業環境測定も活用し、新たに個人ばく露濃度測定、簡易測定等も利用できる。濃度基準値が定められていない有害性がある物質についても、ばく露を低くする措置が求められる。

表5 さまざまなリスクアセスメント手法

	手法	長所（適用する目的）	短所（留意点）
濃度の測定を伴わないリスクアセスメント	数理モデル（CREATE-SIMPLE等）	<ul style="list-style-type: none"> 数多くの物質を簡易に評価でき、リスクが十分低いことが確認できれば実測せずにリスクアセスメントを終了することができる。 リスクアセスメント結果を電子化された共通様式で保存可能 付随して経皮吸収や皮膚、眼への有害性が認められる物質の皮膚接触や経皮吸収によるリスクの評価ができる。 	<ul style="list-style-type: none"> リスクが過大評価となることも多い。 短時間の作業の評価ができない 入力因子に関係しない職場の特別な状況やその変化に対応できない。 常温でガス状の物質（塩素、硫化水素等）及び溶接作業や研磨作業等で発生する粉じんについては評価ができない。
	コントロール・バンディング	<ul style="list-style-type: none"> 有害性情報、取扱い物質の揮発性・飛散性、取扱量からリスクの見積りが可能 	<ul style="list-style-type: none"> 精緻な評価はできない。 がん等の重大な健康障害に関しては専門家の判断が必要
	マトリクス法、数値化法等	<ul style="list-style-type: none"> 職場のあんぜんサイトに掲載されているパターン化した作業に関しては簡単にリスクの見積りが可能 	<ul style="list-style-type: none"> 局所排気装置や保護具等の対策の効果に関して確認する必要がある。
	業界等のマニュアルに従って作業方法等を確認する方法	<ul style="list-style-type: none"> マニュアルに沿って作業を行えば安全な作業となり得る。 	<ul style="list-style-type: none"> マニュアルから逸脱した作業あるいは行動がある場合には、確認・検証が必要になる。
	特別規則で規定されている具体的な措置に準じた方法	<ul style="list-style-type: none"> 行うべき措置が決められている よく管理されている特別規則対象物質は現状でよい。 	<ul style="list-style-type: none"> 特別規則対象以外の物質に対して適用する場合には実行すべき措置に関して検討が必要
濃度の測定を伴うリスクアセスメント	簡易測定（検知管）	<ul style="list-style-type: none"> 特別な測定技術が不要 現場での校正が不要 現場で濃度がわかる。 	<ul style="list-style-type: none"> 共存ガスによる影響を受ける。 測定可能な物質は220物質程度 短時間（1時間以内）の作業にのみ適用
	簡易測定（リアルタイムモニター）	<ul style="list-style-type: none"> 特別な測定技術が不要 現場で濃度がわかる。 データロギング機能があり、ばく露状況の時間的推移を把握できる。 	<ul style="list-style-type: none"> 共存ガスによる影響を受ける。 測定可能な物質は220物質程度 測定機器の導入コストがかかる（本体が検知管よりも高価） メーカー等の推奨に従った点検・校正が必要
	個人ばく露測定	<ul style="list-style-type: none"> ばく露測定として最終的な方法であり結果の確実性が高い。 	<ul style="list-style-type: none"> 測定のコストがかかる。 専門家（作業環境測定士等）の関与が望ましい。 測定可能な物質は600物質程度
	作業環境測定	<ul style="list-style-type: none"> 個人サンプリング法による作業環境測定（C・D測定）は、個人ばく露測定とその結果の統計的な評価を兼ねることができる。 工学的対策の設計と評価を実施する場合には、試料採取箇所は、良くデザインされた場の測定が活用できる。 	<ul style="list-style-type: none"> 測定のコストがかかる。 専門家（作業環境測定士等）の関与が望ましい。 場の測定（A・B測定）の場合には、労働者のばく露を評価できない。 測定可能な物質は100物質程度

（職場のあんぜんサイト等を参考に作成）

リスクアセスメントにおいては、特に吸入によるばく露の評価が重要になる。この評価に用いられる指標として、厚生労働省が定める濃度基準値、日本産業衛生学会の許容濃度、ACGIHのTLV-TWAなどがある。すなわちばく露量（実測値、推定値）がこれらの指標を超えていなければリスクは許容範囲内であるとみなし、これを超えていればリスクは許容範囲を超えていると考え、ばく露低減対策

を講じることになる。リスクアセスメントに基づいた対策も事業者自らの判断で実施することになるが、基本的にはばく露を下げる手段として従来から推奨されている優先順位すなわち、① 有害性の低い物質への変更、② 密閉化・換気装置設置等、③ 作業手順の改善等、④ 有効な個人用保護具の使用、の順で検討する。

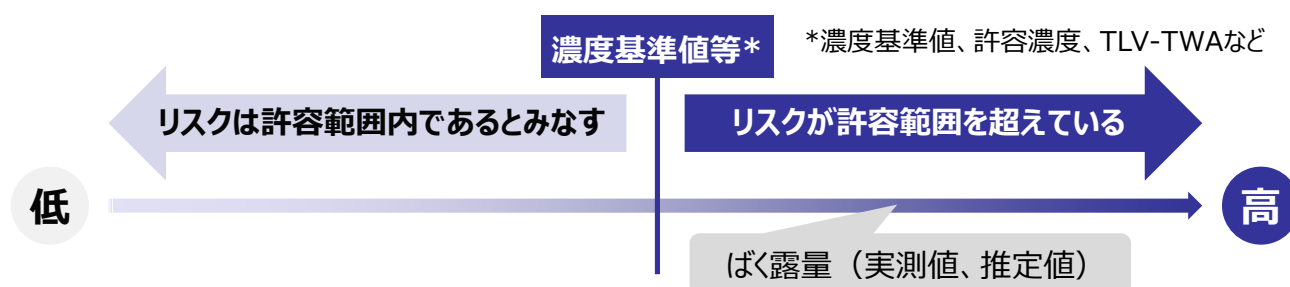


図4 吸入ばく露におけるリスクの考え方

【濃度基準値の運用に関する基本的考え方】

化学物質リスクアセスメント指針と相まって、新たな安衛則による義務規定を踏まえた形でリスクアセスメントを実施するための指針として、新たに「化学物質による健康障害防止のための濃度の基準の適用等に関する技術上の指針」（関連文書⑤）が策定された。同指針においては、事業者の実施事項の基本的な考え方として、以下の事項が示されている。

- ① 事業者は、事業場で使用する全てのリスクアセスメント対象物について、危険性又は有害性を特定し、労働者が当該物にばく露される程度を数理モデルの活用を含めた適切な方法により把握した上で、リスクを見積もり、その結果に基づき、危険性又は有害性の低い物質への代替、工学的対策、管理的対策、有効な保護具の使用等により、当該物にばく露される程度を最小限度とすることを含め、必要なリスク低減措置を実施すること。（安衛則第五百七十七の二第一項）
- ② 事業者は、濃度基準値が設定されている物質について、リスクの見積もりの過程において、労働者が当該物質にばく露される程度が濃度基準値を超えるおそれのある屋内作業を把握した場合は、確認測定を実施し、その結果に基づき、当該作業に従事する全ての労働者が当該物質にばく露される程度を濃度基準値以下とすることを含め、必要なリスク低減措置を実施すること。（安衛則第五百七十七の二第二項）
（濃度基準値として、八時間濃度基準値、短時間濃度基準値、天井値が定められている。これらの運用の詳細については技術上の指針を参照のこと。）
- ③ 事業者は、濃度基準値が設定されていない物質について、リスクの見積りの結果、一定以上のリスクがある場合等、労働者のばく露状況を正確に評価する必要がある場合には、当該物質の濃度の測定を実施すること。この測定は、作業場全体のばく露状況を評価し、必要なリスク低減措置を検討するために行うものであることから、工学的対策を実施する場合にあっては、個人サンプリング法等の労働者の呼吸域における物質の濃度の測定のみならず、よくデザインされた場の測定も必要になる場合があること。

- ④ 事業者は、建設作業等、毎回異なる環境で作業を行う場合については、典型的な作業を洗い出し、あらかじめ当該作業において労働者がばく露される物質の濃度を測定し、その測定結果に基づく局所排気装置の設置及び使用、要求防護係数に対して十分な余裕を持った指定防護係数を有する有効な呼吸用保護具の使用（防毒マスクの場合は適切な吸収缶の使用）等を行うことを定めたマニュアル等を作成することで、作業ごとに労働者がばく露される物質の濃度を測定することなく当該作業におけるリスクアセスメントを実施することができること。また、当該マニュアル等に定められた措置を適切に実施することで、当該作業において、労働者のばく露の程度を最小限度とすることを含めたリスク低減措置を実施することができること。
- ⑤ 事業者は、①から④までに定めるリスクアセスメント及びその結果に基づくリスク低減措置については、化学物質管理者の管理下において実施する必要があること。

上記の①（安衛則第五百七十七の二第一項）及び②（安衛則第五百七十七の二第二項）は安衛法第二十二條が根拠となっているので、安衛法第百十九條で規定される罰則が適用されること、またこれらに関しては測定の義務は定められていないことに留意する必要がある。

これら一連の流れをフローチャートで示すと以下のとおりとなる。

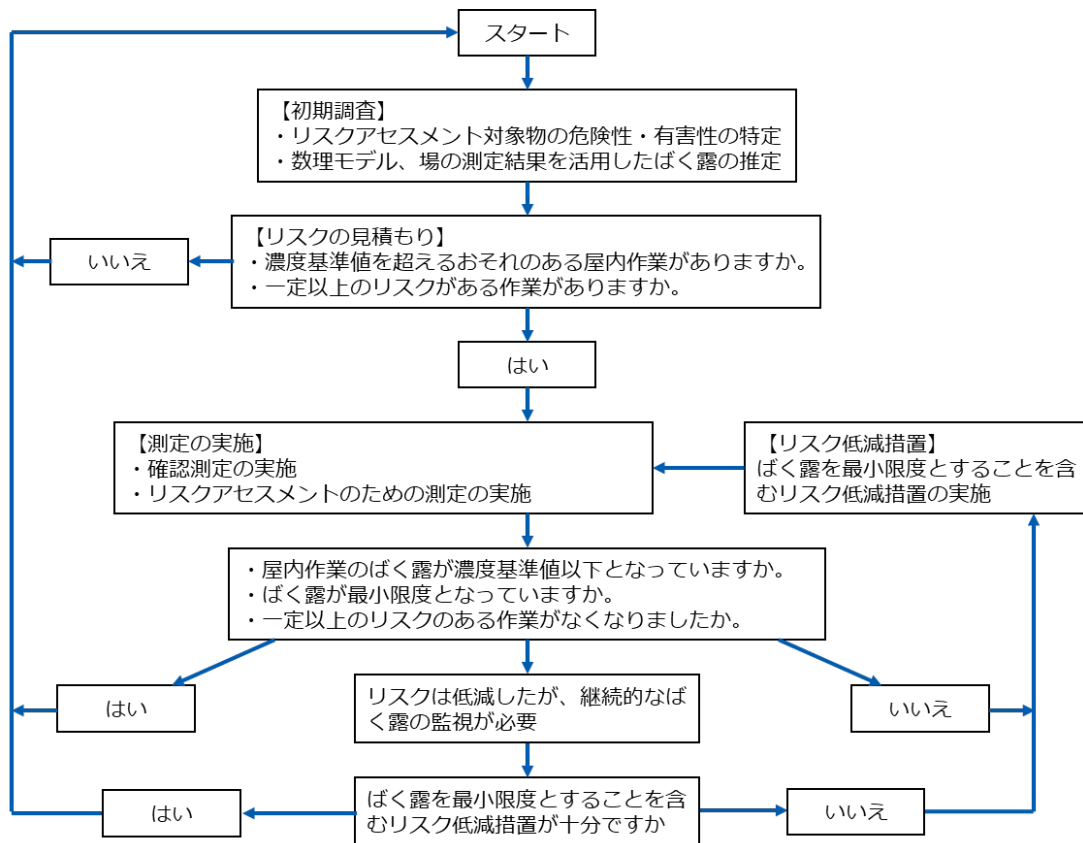


図5 濃度基準値等を含めたリスクアセスメント実施の流れ

(3) 管理体制の強化

事業場においては、労働者との化学物質の危険性・有害性に関する情報共有を基盤として、リスクアセスメントを促進するシステムが必要であり、これを担当する化学物質管理者の選任義務が決定された。

リスクアセスメント対象物を製造・取り扱う作業場では、事業者は事業場規模に拘わらず、化学物質管理者を選任しなければならない（安衛則第十二条の五）。化学物質管理者の職務は、ラベル表示・SDSの確認、リスクアセスメントに係る業務、労働者の教育、災害発生時の対応などである。またばく露防止のために保護具（呼吸用保護具、保護衣、保護手袋等）の使用が必要な事業場では、保護具着用管理責任者を選任しなければならない（安衛則第十二条の六）。保護具着用管理責任者の職務は保護具の選択、使用及び管理である。事業者は化学物質管理者及び保護具着用管理責任者に職務を遂行するために必要な権限を与え、これらの氏名は事業場に掲示（周知）しなければならない。

雇入れ時・作業内容変更時の危険有害業務に関する教育が全業種に拡大される。また職長教育がこれまで対象とされていなかった食品製造業及び印刷業等に拡大される。

以上、労働者の参加、労働者に対する教育及び保護の拡大により、労働者が健康で働く権利がより確実に担保されるであろう。

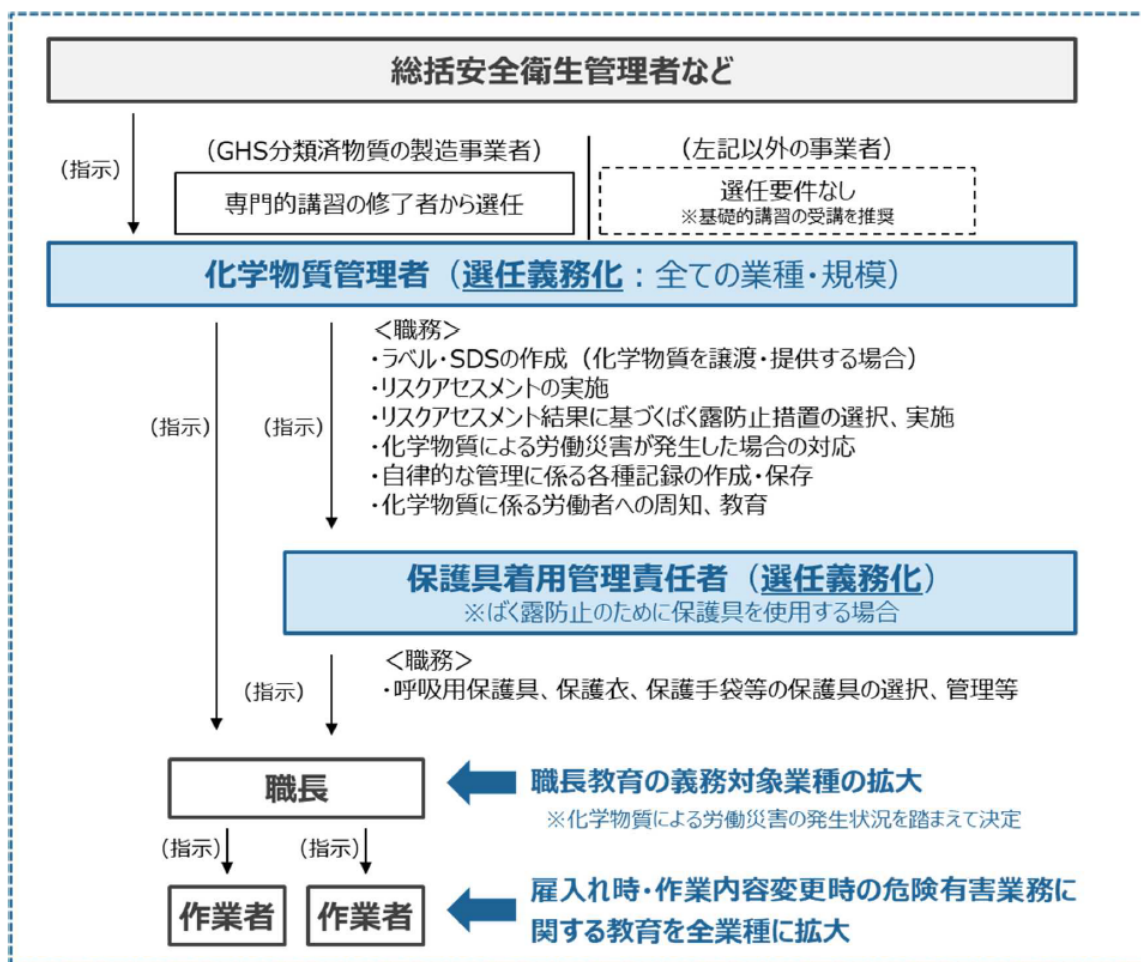


図 6 新たな化学物質管理における事業場内の体制

事業者は、事業場内での化学物質管理状況をモニタリングするために、衛生委員会での実施状況の共有及び調査審議（50人以上）又は全ての労働者との実施状況の共有及び労働者からの意見聴取（50人未満）を行わなければならない。リスクアセスメントの方法、その結果、及びリスクアセスメントに基づく措置の実施状況等は記録し保存しなければならない。（安衛則第三十四条の二の八、安衛則第五百七十七条の二第十項～第十二項）

「自律的な管理」においても何らかの監視は必要である。危険性・有害性に関する情報伝達はラベル表示及びSDS交付により行われ、自律的な管理の実施状況は記録されなければならない。これらは必要に応じて労働基準監督官によって確認されるであろう。従来から労働災害は労働基準監督署に届け出ることになっているが、特に今回の改正では、労働災害の発生又はそのおそれのある事業場について、労働基準監督署長が、当該事業場で化学物質管理が適切に行われていない疑いがあると判断した場合は、事業者に対し、改善を指示することができる。（安衛則第三十四条の二の十）

（4）健康管理関連

リスクアセスメントの結果に基づき事業者が自ら選択して講ずるべく露防止措置の一環として、リスクアセスメント対象物による健康影響の確認のため、事業者は、労働者の意見を聴き、必要があると認めるときは、医師等（医師または歯科医師）が必要と認める項目の健康診断を行い、その結果に基づき必要な措置を講じなければならない。

また、濃度基準値設定物質について、労働者が濃度基準値を超えてばく露した恐れがあるときは、速やかに医師等による健康診断を実施しなければならない。

同一事業場で多数のがん罹患者が発生した場合、労働局が事業場に対して調査を行うことができる。

リスクアセスメント対象物のうち、がん原性物質*として厚生労働大臣が定めるものを製造し、又は取り扱う業務を行う場合は、1年以内ごとに1回、定期的に、当該業務の作業歴について記録をし、当該記録を30年間保存しなければならない（安衛則第五百七十七条の二第十一項）。

* がん原性物質として厚生労働大臣が告示で定めるものは、政府GHS分類結果で発がん性区分1（1A、1B）のもの（エタノール、特別管理物質及び事業者ががん原性物質を臨時に取り扱う場合を除く）である。

健康管理関連については下記「3. 産業医の職務に関する事項」でさらに詳述した。

3. 産業医の職務に関する事項

基本的に従来の特別規則（特化則、有機則等）に基づいた健康診断は継続される。ただし数年後には特別規則が廃止される方向であることから、将来的に健康診断のあり方が大きく変わる可能性がある。

以下、これまでの省令改正で決定した事項および省令改正のもとになった「職場における化学物質等の管理のあり方に関する検討会」報告書に記載されている事項について記述する。

(1) 健康診断

① リスクアセスメント対象物の健康診断

事業者は、リスクアセスメント対象物を製造し、又は取り扱う業務に常時従事する労働者に対し、法第六十六条の規定による健康診断（雇入時の健康診断、定期健康診断、特殊健康診断等）のほか、リスクアセスメント対象物健康診断を行わなければならない。

リスクアセスメント対象物健康診断には2種類ある。

● リスクアセスメント結果に基づく健康診断

リスクアセスメントの結果に基づき、関係労働者の意見を聴き、必要があると認めるときは、医師又は歯科医師が必要と認める項目について、医師又は歯科医師による健康診断を行わなければならない。（安衛則第五百七十七条の二第三項）。

● 「濃度基準値」を超えてばく露した場合の健康診断

事業者は、濃度基準値設定物質について、労働者が濃度基準値を超えてばく露したおそれがあるときは、速やかに、当該労働者に対し、医師又は歯科医師が必要と認める項目について、医師又は歯科医師による健康診断を行わなければならない。（安衛則第五百七十七条の二第四項）

なお従来の特殊健康診断とは異なり、「リスクアセスメント対象物健康診断」は、常時作業に従事する者全員に実施するものではなく、リスクアセスメントの結果、許容できない健康障害リスクが認められる場合に実施することを基本とするものである。また、その実施頻度や健康診断項目は、製造又は取扱う製品または含有する化学物質の有害性により、必ずしも一定ではない。また「医師又は歯科医師が必要と認める項目」については有害性情報（濃度基準値がある物質についてはその根拠、また濃度基準値の有無に限らず SDS に記載されている有害性情報）等から判断をして実施することが想定される。これらについては、今後、厚生労働省からガイドラインが出される予定である。

事業者は上記2種類の健康診断の結果に基づいて、以下を実行しなければならない。

- ・ リスクアセスメント対象物健康診断の結果に基づき、リスクアセスメント対象物健康診断個人票（様式第二十四号の二）（付録4）を作成し、これを五年間（リスクアセスメント対象物健康診断に係るリスクアセスメント対象物ががん原性がある物として厚生労働大臣が定めるもの（以下「がん原性物質」という。）である場合は、三十年間）保存しなければならない。（安衛則第五百七十七条の二第五項）
- ・ リスクアセスメント対象物健康診断の結果（リスクアセスメント対象物健康診断の項目に異常の所見があると診断された労働者に係るものに限る。）に基づき、当該労働者の健康を保持するために必要な措置について、次に定めるところにより、医師又は歯科医師の意見を聴かななければならない。（安衛則第五百七十七条の二第六項）
 - 一 リスクアセスメント対象物健康診断が行われた日から三月以内に行うこと。
 - 二 聴取した医師又は歯科医師の意見をリスクアセスメント対象物健康診断個人票に記載すること。

- ・ 医師又は歯科医師から、前項の意見聴取を行う上で必要となる労働者の業務に関する情報を求められたときは、速やかに、これを提供しなければならない。（安衛則第五百七十七條の二第七項）
- ・ 第6項の規定による医師又は歯科医師の意見を勘案し、その必要があると認めるときは、当該労働者の実情を考慮して、就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮等の措置を講ずるほか、作業環境測定の実施、施設又は設備の設置又は整備、衛生委員会又は安全衛生委員会への当該医師又は歯科医師の意見の報告その他の適切な措置を講じなければならない。（安衛則第五百七十七條の二第八項）
- ・ リスクアセスメント対象物健康診断を受けた労働者に対し、遅滞なく、リスクアセスメント対象物健康診断の結果を通知しなければならない。（安衛則第五百七十七條の二第九項）

（健康診断の実施に関するガイドライン等については今後厚生労働省から公表される予定である。）

② 化学物質によるがんの把握強化

化学物質を製造し、又は取り扱う同一事業場において、1年に複数の労働者が同種のがんに罹患したことを把握したときは、医師に当該がんへの罹患が業務に起因する可能性についての意見を聴き、医師が、当該罹患が業務に起因するものと疑われると判断した場合は、遅滞なく、当該労働者の従業務の内容等について、所轄労働局長に報告しなければならない（安衛則第九十七條の二）。

③ 健康診断等に関する記録・保存、周知

リスクアセスメント対象物健康診断を実施した場合は、当該記録を作成し、5年間（がん原性のある物質として厚生労働大臣が定めるものに係る健康診断については30年間）保存しなければならない（安衛則第五百七十七條の二第五項）。リスクアセスメント対象物健康診断を受診した労働者に対しては、遅滞なく健康診断結果を通知しなければならない（安衛則第五百七十七條の二第九項）。

④ 特殊健康診断の実施頻度の緩和

有機溶剤、特定化学物質（製造禁止物質、特別管理物質を除く）、鉛、四アルキル鉛に関する特殊健康診断の実施頻度について、作業環境管理やばく露防止対策等が適切に実施されている場合には、事業者は、当該健康診断の実施頻度（通常は6月以内ごとに1回）を1年以内ごとに1回に緩和できる。なお労働局、監督署等への届け出は不要である。

【実施頻度の緩和の条件】（基本的に労働者ごとに判断する）

- ・ 当該労働者が作業する単位作業場所における直近3回の作業環境測定結果が第一管理区

分に区分されたこと。(※四アルキル鉛の場合には本条件は除外。)

- ・ 直近3回の健康診断において、当該労働者に新たな異常所見がないこと。
- ・ 直近の健康診断実施日から、ばく露の程度に大きな影響を与えるような作業内容の変更がないこと。

(2) 職場巡視

現行の産業医の定期巡視(安衛則第十五条)の規定に変更はないが、リスクアセスメント対象物が大幅に増加することから、従来にも増して職場の安全に留意する必要がある。化学物質を取扱う職場の巡視を行う際には、リスクアセスメント対象物の有無およびアセスメント結果に基づくリスク低減対策の実施状況などを確認し、労働者へのばく露防止対策が適切に実施されているか確認をすることが必要である。

今回の省令改正の重要なポイントの一つは、労働者がすべての取り扱う物質の危険性・有害性について認識できるようにし、労働者自身がリスク削減の行動をとれるようにすることである。ここで重要なのは化学物質のラベル内容の理解である。これを労働者が理解しているかどうかを確認することも、職場巡視の際のポイントになるであろう。図7にGHSに基づいたメタノールのラベル例を示した。ラベル記載すべき項目は①～⑦までであるが、最も重要なものは⑤の危険有害性情報である。ここにはメタノールがもつ既知の危険性・有害性(ハザード)情報がもれなく記載されている。労働者はこの危険有害性情報をよく理解し、リスク削減のために⑥の注意書きに従った行動が求められる。労働者に対するラベル教育は化学物質管理者の職務として求められるが、産業医や衛生管理者は労働者がラベルの内容に関して理解しているかどうかをチェックする役割が期待される。

また、保護具着用が義務あるいは努力義務となる化学物質の数も増大するので、適切な保護具使用のチェックも重要になるであろう。


<p>メタノール メチルアルコール(100%)</p>		<p>①(化学品特定名) 国連番号 1230 CAS No. 67-56-1</p>	<p>②(会社名・連絡先) 国連GHS株式会社 ジュネーブ、平和通り スイス Tel. 41 22 917 00 00 Fax. 41 22 917 00 00</p>
<p>危険</p>		<p>③(注意喚起語)</p>	<p>⑥(注意書き)</p>
		<p>④(絵表示)</p>	<p>取り扱い注意</p> <ul style="list-style-type: none"> ・すべての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと ・この製品を使用する時に、飲食または喫煙をしないこと ・熱/火花/裸火/高温のもののような着火源から遠ざけること。禁煙 ・静電気放電に対する予防措置を講ずること ・保護手袋および保護眼鏡/保護面を着用すること ・屋外または換気の良い区域でのみ使用すること ・ミスト/蒸気/スプレーを吸入しないこと ・取扱い後はよく手を洗うこと ・ばく露またはその懸念がある場合、医師の診断/手当てを受けること ・容器を密閉し、施設して涼しい所/換気の良いところで保管すること ・内容物/容器を規則に従って廃棄すること
<p>引火性の高い液体および蒸気 飲み込むと有害のおそれ 重篤な眼への刺激 生殖能または胎児への悪影響のおそれ 臓器(中枢神経系、視覚器、全身毒性)の障害 呼吸器への刺激のおそれ 胚気およびめまいのおそれ 長期にわたるまたは反復ばく露による臓器(中枢神経系、 視覚器)の障害</p>		<p>⑤(危険有害性情報)</p>	<p>火気厳禁 第四類引火性液体 アルコール類 水溶性液体 危険等級Ⅱ 医薬用外劇物</p> <p>⑦(国内関連法規)</p>

図7 GHSラベル例(メタノール)

(3) 衛生委員会の付議事項の追加

衛生委員会の付議事項に、従来の付議事項に追加して、以下の自律的な管理の実施状況の調査審議を義務付けられた(安衛則二十二条第十一号)。

- ① 労働者が化学物質にばく露される程度を最小限度にするために講ずる措置に関する事
- ② 濃度基準値の設定物質について、労働者がばく露される程度を濃度基準値以下とするために講ずる措置に関する事
- ③ リスクアセスメントの結果に基づき事業者が自ら選択して講ずるばく露防止措置の一環として実施した健康診断の結果とその結果に基づき講ずる措置に関する事
- ④ 濃度基準値設定物質について、労働者が濃度基準値を超えてばく露したおそれがあるときに実施した健康診断の結果とその結果に基づき講ずる措置に関する事

これらの項目は下記に掲げる従来の付議事項に加え、第十一号に追加されるものである。

(労働安全衛生規則)

- 第二十二条 法第十八条第一項第四号の労働者の健康障害の防止及び健康の保持増進に関する重要事項には、次の事項が含まれるものとする。一 衛生に関する規程の作成に関する事。
- 二 法第二十八条の二第一項又は第五十七条の三第一項及び第二項の危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置のうち、衛生に係るものに関する事。
- 三 安全衛生に関する計画(衛生に係る部分に限る。)の作成、実施、評価及び改善に関する事。

- 四 衛生教育の実施計画の作成に関すること。
- 五 法第五十七条の四第一項及び第五十七条の五第一項の規定により行われる有害性の調査並びにその結果に対する対策の樹立に関すること。
- 六 法第六十五条第一項又は第五項の規定により行われる作業環境測定の結果及びその結果の評価に基づく対策の樹立に関すること。
- 七 定期に行われる健康診断、法第六十六条第四項の規定による指示を受けて行われる臨時の健康診断、法第六十六条の二の自ら受けた健康診断及び法に基づく他の省令の規定に基づいて行われる医師の診断、診察又は処置の結果並びにその結果に対する対策の樹立に関すること。
- 八 労働者の健康の保持増進を図るため必要な措置の実施計画の作成に関すること。
- 九 長時間にわたる労働による労働者の健康障害の防止を図るための対策の樹立に関すること。
- 十 労働者の精神的健康の保持増進を図るための対策の樹立に関すること。
- 十一 第五百七十七条の二第一項、第二項及び第八項の規定により講ずる措置に関すること並びに同条第三項及び第四項の医師又は歯科医師による健康診断の実施に関すること。
- 十二 厚生労働大臣、都道府県労働局長、労働基準監督署長、労働基準監督官又は労働衛生専門官から文書により命令、指示、勧告又は指導を受けた事項のうち、労働者の健康障害の防止に関すること。

※ 衛生委員会の設置義務のない労働者数 50 人未満の事業場も、安全衛生規則（安衛則）第 23 条の 2 に基づき、上記の事項について、関係労働者からの意見聴取の機会を設けなければならない。

(4) 緊急時対応等

事故等が起きた場合の緊急時対応は従来と大きく変わらないが、リスクアセスメント対象物質が大幅に増加することから、事故時等の対応が想定されていない物質について今後マニュアル等を作成することを推奨する。特に事故により労働者が医療機関を受診する際には、事故の原因と思われる物質の SDS を医療機関に届けることが重要であることから、日ごろこれらの準備をしておく必要がある。

また労働災害発生事業場への労働基準監督署長による指示（安衛則第三十四条二の十）は、化学物質等による重篤な労働災害が発生、又は休業 4 日以上労働災害が複数発生していること、特殊健康診断の結果、同業種の平均と比較して有所見率の割合が相当程度高いこと等も指示対象事業場となる判断に含まれることに留意する必要がある。

4. 関連文書

今回の省令改正に関する文書は「化学物質による労働災害防止のための新たな規制について」に記載されている https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000099121_00005.html。

さらにここからの引用も含め参考になるとと思われる文書の記載サイトを以下に示す。

改正省令及び関連通達を読んだだけではなかなか理解が難しい点も多い。省令改正公示以降のパブコメあるいは講演会等で寄せられたさまざまな質問に対して厚生労働省から Q&A が発出されているので、もし疑問な点があればぜひこれらを（以下⑥、⑦、⑧）参照することを勧める。

- ① 職場における化学物質等の管理のあり方に関する検討会報告書（令和 3 年 7 月 19 日公表）

- ② 労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令第91号）
- ③ 労働安全衛生規則等の一部を改正する省令等の施行について（令和4年5月31日付け基発0531第9号）（令和5年4月24日一部改正）
- ④ 化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針（平成27年9月18日危険性又は有害性等の調査等に関する指針公示第3号（令和5年4月27日危険性又は有害性等の調査等に関する指針公示第4号による改正後）
- ⑤ 化学物質による健康障害防止のための濃度の基準の適用等に関する技術上の指針（令和5年4月27日技術上の指針公示第24号）
- ⑥ 化学物質による労働災害防止のための新たな規制（労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令第91号（令和4年5月31日公布））等の内容）に関するQ&A（令和5年4月12日更新）
- ⑦ 化学物質対策に関するQ&A（ラベル・SDS関係）
- ⑧ 化学物質対策に関するQ&A（リスクアセスメント関係）

付録1 自律的な管理チェックリスト

大項目	チェック項目	✓	備考
1. 取扱い物質のリストアップ	ラベル・SDS・RA 義務対象物質 (_____ 物質)		製品購入時に SDS のチェック 一覧表の作成
	その他の物質 (_____ 物質)		
2. 危険性・有害性の情報共有	作業員への教育 (物質名、対象者数、実施日時、実施者)		一覧表作成
	ラベル貼付・SDS 交付 (製品の譲渡・提供者)		GHS 分類の専門家 (機関) に依頼可
3. 化学物質管理者の選任	RA 義務対象物質製造者か否か (製造者、製造者以外)		製造者の場合には SDS 等作成
	選任要件 (専門講習受講、その教育 _____)		製造者であれば専門講習が必須
	職務をなす権限の付与 (未、済)		権限付与の形式 (文書、口頭)
	化学物質管理者氏名の掲示による周知 (未、済)		掲示する
4. 化学物質管理者の職務	(1、7、8、9 に関する管理業務、記録・保存の様式も参照)		1、7、8、9 の実行で確認
	RA 結果の記録の作成・保存及び労働者への周知		記録保管場所の確保
	RA 対象物の作業の記録の作成・保存及び労働者への周知		記録保管場所の確保
5. 保護具着用管理責任者の選任 (有、無)	保護具着用が必要な作業場 (物質)、作業員数及び保護具の種類		労働者毎に記録、一覧表作成
	職務をなす権限の付与 (未、済)		権限付与の形式 (文書、口頭)
	保護具着用管理責任者の掲示による周知 (未、済)		掲示する
6. 保護具着用管理責任者の職務	保護具が必要な作業、取扱い物質、労働者の把握		一覧表作成
	保護具の適正な選択・適正な使用・保守管理		マニュアル作成
	労働者の教育		労働者毎、保護具毎に記録
7. RA (リスクアセスメント)	リスクの見積り (作業場・労働者毎にその方法を記録) 関係労働者の意見聴取の有無 (有、無)		見積りの一覧表作成 聴取日・対象者の記録
	リスクの評価 (作業場・労働者毎にその評価を記録) 関係労働者の意見聴取の有無 (有、無)		評価の一覧表作成 聴取日・対象者の記録
	対策 (措置) の有無 (作業場・労働者毎にその対策の有無を記録) 関係労働者の意見聴取の有無 (有、無)		対策の一覧表作成 聴取日・対象者の記録
	確認測定の適用 (有、無)		RA による測定と確認測定に関する違いの認識・確認
9. 労災発生時の対応	確認測定に至る経緯及び測定結果の記録		
	確認測定の結果に基づく措置の記録		
	労災発生時対応マニュアルの有無 (有、無)		マニュアルの作成
10. 健康診断	労災発生時の経緯・対応の記録 (有、無)		死傷病報告等
	労働基準監督署長による指示への対応記録 (有、無)		外部の化学物質管理専門家の確保
	RA に基づく健康診断 (有、無)		定期健康診断も含め事業場の健康診断に関するマニュアルの作成
11. 発がん物質取扱い作業 (有、無)	ばく露が濃度基準値を超えた場合の健康診断 (有、無)		
	健康診断の記録・保存 (有、無)		3年 (発がん物質は 30年) 保存
	取扱い作業及び作業員のリストアップ		作業及び労働者の一覧表作成
12. 衛生委員会の付議事項	作業記録の保存 (30年)		記録保管場所の確保
	複数のがん患者が発生した場合の対応		マニュアルの作成
	調査審議事項の確認・追加 又は 労働者からの意見聴取		衛生委員会審議事項記録・保存 聴取日・対象者の記録

RA: リスクアセスメント SDS: 安全データシート

付録2 政省令改正項目、施行時期

	項目及び根拠法令	施行日 2023.4.1	施行日 2024.4.1
情報伝達の強化	名称等の表示・通知をしなければならない化学物質の追加 (法第五十七条、法第五十七条の二、令別表第九)		○
	SDS等による通知方法の柔軟化(安衛則第二十四条の十五第一項~第二項、同第三十四条の二の三、同第三十四条の二の五第三項)	2022.05.31	
	「人体に及ぼす作用」の定期確認及び更新 (安衛則第二十四条の十五第二項、同第三十四条の二の五第二項)	○	
	通知事項の追加及び含有量表示の適正化(安衛則第三十四条の二の四、同第三十四条の二の六)		○
	事業場内別容器保管時の措置の強化(安衛則第三十三条の二)	○	
	注文者が必要な措置を講じなければならない設備の範囲の拡大 (令第九条の三第二号)	○	
リスクアセスメント関連	ばく露を最小限度にすること(安衛則第五百七十七条の二第一項、同第五百七十七条の三)	○	
	ばく露を濃度基準値以下にすること(安衛則第五百七十七条の二第二項)		○
	ばく露低減措置等の意見聴取、記録作成・保存、周知 (安衛則第五百七十七条の二第十項~第十二項)	○	
	皮膚等障害化学物質への直接接触の防止(努力義務)(安衛則第五百九十四条の三)	○	
	皮膚等障害化学物質への直接接触の防止(義務)(安衛則第五百九十四条の二)		○
	リスクアセスメント結果等に係る記録の作成保存(安衛則第三十四条の二の八)	○	
	リスクアセスメントの実施時期(安衛則第三十四条の二の七第一項)	○(用語の変更) 「調査」→「リスクアセスメント」	
	リスクアセスメントの方法(安衛則第三十四条の二の七第二項)		
化学物質労災発生事業場等への労働基準監督署長による指示 (安衛則第三十四条の二の十)		○	
実施体制の確立	化学物質管理者の選任義務化(安衛則第十二条の五)		○
	保護具着用管理責任者の選任義務化(安衛則第十二条の六)		○
	雇入れ時等教育の拡充(安衛則第三十五条)		○
	職長等に対する安全衛生教育が必要となる業種の拡大(令第十九条)	○	
	衛生委員会付議事項の追加(安衛則第二十二号第十一号)	○	
健康診断関連	リスクアセスメント等に基づく健康診断の実施・記録作成等 (安衛則第五百七十七条の二第三項~第十項)		○
	がん原性物質の作業記録の保存、周知(安衛則第五百七十七条の二第十一項)	○	
	化学物質によるがんの把握強化(安衛則第九十七条の二)	○	
特別規則関連	管理水準良好事業場の特別規則(特化則、有機則等)適用除外 (特化則第二条の三、有機則第四条の二、鉛則第三条の二、粉じん則第三条の二)	○	
	特殊健康診断の実施頻度の緩和(特化則第三十九条第四項、有機則第二十九条第六項、鉛則第五十三条第四項、四アルキル鉛則第二十二条第四項)	○	
	第三管理区分事業場の措置強化 (特化則第三十六条の三の二、同第三十六条の三の三、有機則第二十八条の三の二、同第二十八条の三の三、鉛則第五十二条の三の二、同第五十二条の三の三、粉じん則第二十六条の三の二、同第二十六条の三の三、石綿則第三十八条第三項、同第三十九条第二項)		○

法：労働安全衛生法、 令：労働安全衛生法施行令、 安衛則：労働安全衛生規則

付録3 化学物質の自律的な管理に係る労働安全衛生法令

【労働安全衛生法】

（事業者の講ずべき措置等）

第二十二条 事業者は、次の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

- 一 原材料、ガス、蒸気、粉じん、酸素欠乏空気、病原体等による健康障害
- 二 放射線、高温、低温、超音波、騒音、振動、異常気圧等による健康障害
- 三 計器監視、精密工作等の作業による健康障害
- 四 排気、排液又は残さい物による健康障害

第二十七条 第二十条から第二十五条まで及び第二十五条の二第一項の規定により事業者が講ずべき措置及び前条の規定により労働者が守らなければならない事項は、厚生労働省令で定める。

（事業者の行うべき調査等）

第二十八条の二 事業者は、厚生労働省令で定めるところにより、建設物、設備、原材料、ガス、蒸気、粉じん等による、又は作業行動その他業務に起因する危険性又は有害性等（第五十七条第一項の政令で定める物及び第五十七条の二第一項に規定する通知対象物による危険性又は有害性等を除く。）を調査し、その結果に基づいて、この法律又はこれに基づく命令の規定による措置を講ずるほか、労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置を講ずるように努めなければならない。ただし、当該調査のうち、化学物質、化学物質を含有する製剤その他の物で労働者の危険又は健康障害を生ずるおそれのあるものに係るもの以外のものについては、製造業その他厚生労働省令で定める業種に属する事業者に限る。

- 2 厚生労働大臣は、前条第一項及び第三項に定めるもののほか、前項の措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。
- 3 厚生労働大臣は、前項の指針に従い、事業者又はその団体に対し、必要な指導、援助等を行うことができる。

（表示等）

第五十七条 爆発性の物、発火性の物、引火性の物その他の労働者に危険を生ずるおそれのある物若しくはベンゼン、ベンゼンを含有する製剤その他の労働者に健康障害を生ずるおそれのある物で政令で定めるもの又は前条第一項の物を容器に入れ、又は包装して、譲渡し、又は提供する者は、厚生労働省令で定めるところにより、その容器又は包装（容器に入れ、かつ、包装して、譲渡し、又は提供するときにあつては、その容器）に次に掲げるものを表示しなければならない。ただし、その容器又は包装のうち、主として一般消費者の生活の用に供するためのものについては、この限りでない。

一 次に掲げる事項

- イ 名称
- ロ 人体に及ぼす作用

ハ 貯蔵又は取扱い上の注意

ニ イからハまでに掲げるもののほか、厚生労働省令で定める事項

二 当該物を取り扱う労働者に注意を喚起するための標章で厚生労働大臣が定めるもの

- 2 前項の政令で定める物又は前条第一項の物を前項に規定する方法以外の方法により譲渡し、又は提供する者は、厚生労働省令で定めるところにより、同項各号の事項を記載した文書を、譲渡し、又は提供する相手方に交付しなければならない。

(文書の交付等)

第五十七条の二 労働者に危険若しくは健康障害を生ずるおそれのある物で政令で定めるもの又は第五十六条第一項の物（以下この条及び次条第一項において「通知対象物」という。）を譲渡し、又は提供する者は、文書の交付その他厚生労働省令で定める方法により通知対象物に関する次の事項（前条第二項に規定する者にあつては、同項に規定する事項を除く。）を、譲渡し、又は提供する相手方に通知しなければならない。ただし、主として一般消費者の生活の用に供される製品として通知対象物を譲渡し、又は提供する場合については、この限りでない。

一 名称

二 成分及びその含有量

三 物理的及び化学的性質

四 人体に及ぼす作用

五 貯蔵又は取扱い上の注意

六 流出その他の事故が発生した場合において講ずべき応急の措置

七 前各号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める事項

- 2 通知対象物を譲渡し、又は提供する者は、前項の規定により通知した事項に変更を行う必要が生じたときは、文書の交付その他厚生労働省令で定める方法により、変更後の同項各号の事項を、速やかに、譲渡し、又は提供した相手方に通知するよう努めなければならない。
- 3 前二項に定めるもののほか、前二項の通知に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(第五十七条第一項の政令で定める物及び通知対象物について事業者が行うべき調査等)

第五十七条の三 事業者は、厚生労働省令で定めるところにより、第五十七条第一項の政令で定める物及び通知対象物による危険性又は有害性等を調査しなければならない。

- 2 事業者は、前項の調査の結果に基づいて、この法律又はこれに基づく命令の規定による措置を講ずるほか、労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 3 厚生労働大臣は、第二十八条第一項及び第三項に定めるもののほか、前二項の措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。
- 4 厚生労働大臣は、前項の指針に従い、事業者又はその団体に対し、必要な指導、援助等を行うことができる。

(罰則)

第百十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 **第十四条、第二十条から第二十五条まで**、第二十五条の二第一項、第三十条の三第一項若しくは第四項、第三十一条第一項、第三十一条の二、第三十三条第一項若しくは第二項、第三十四条、第三十五条、第三十八条第一項、第四十条第一項、第四十二条、第四十三条、第四十四条第六項、第四十四条の二第七項、第五十六条第三項若しくは第四項、第五十七条の四第五項、第五十七条の五第五項、第五十九条第三項、第六十一条第一項、第六十五条第一項、第六十五条の四、第六十八条、第八十九条第五項（第八十九条の二第二項において準用する場合を含む。）、第九十七条第二項、第百五条又は第百八条の二第四項の規定に違反した者
- 二 第四十三条の二、第五十六条第五項、第八十八条第六項、第九十八条第一項又は第九十九条第一項の規定による命令に違反した者
- 三 **第五十七条第一項**の規定による表示をせず、若しくは虚偽の表示をし、又は同条第二項の規定による文書を交付せず、若しくは虚偽の文書を交付した者
- 四 第六十一条第四項の規定に基づく厚生労働省令に違反した者

【改正労働安全衛生規則】（下線は改正部分）

（化学物質管理者が管理する事項等）

第十二条の五 事業者は、法第五十七条の三第一項の危険性又は有害性等の調査（主として一般消費者の生活の用に供される製品に係るものを除く。以下「リスクアセスメント」という。）をしなければならない令第十八条各号に掲げる物及び法第五十七条の二第一項に規定する通知対象物（以下「リスクアセスメント対象物」という。）を製造し、又は取り扱う事業場ごとに、化学物質管理者を選任し、その者に当該事業場における次に掲げる化学物質の管理に係る技術的事項を管理させなければならない。ただし、法第五十七条第一項の規定による表示（表示する事項及び標章に関することに限る。）、同条第二項の規定による文書の交付及び法第五十七条の二第一項の規定による通知（通知する事項に関することに限る。）（以下この条において「表示等」という。）並びに第七号に掲げる事項（表示等に係るものに限る。以下この条において「教育管理」という。）を、当該事業場以外の事業場（以下この項において「他の事業場」という。）において行っている場合においては、表示等及び教育管理に係る技術的事項については、他の事業場において選任した化学物質管理者に管理させなければならない。

- 一 法第五十七条第一項の規定による表示、同条第二項の規定による文書及び法第五十七条の二第一項の規定による通知に関すること。
- 二 リスクアセスメントの実施に関すること。
- 三 第五百七十七条の二第一項及び第二項の措置その他法第五十七条の三第二項の措置の内容及びその実施に関すること。
- 四 リスクアセスメント対象物を原因とする労働災害が発生した場合の対応に関すること。
- 五 第三十四条の二の八第一項各号の規定によるリスクアセスメントの結果の記録の作成及び保存並びにその周知に関すること。
- 六 第五百七十七条の二第十一項の規定による記録の作成及び保存並びにその周知に関すること。

七 第一号から第四号までの事項の管理を実施するに当たつての労働者に対する必要な教育に関する
こと。

2 事業者は、リスクアセスメント対象物の譲渡又は提供を行う事業場（前項のリスクアセスメント対象物を製造し、又は取り扱う事業場を除く。）ごとに、化学物質管理者を選任し、その者に当該事業場における表示等及び教育管理に係る技術的事項を管理させなければならない。ただし、表示等及び教育管理を、当該事業場以外の事業場（以下この項において「他の事業場」という。）において行つている場合においては、表示等及び教育管理に係る技術的事項については、他の事業場において選任した化学物質管理者に管理させなければならない。

3 前二項の規定による化学物質管理者の選任は、次に定めるところにより行わなければならない。

一 化学物質管理者を選任すべき事由が発生した日から十四日以内に選任すること。

二 次に掲げる事業場の区分に応じ、それぞれに掲げる者のうちから選任すること。

イ リスクアセスメント対象物を製造している事業場厚生労働大臣が定める化学物質の管理に関する講習を修了した者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者

ロ イに掲げる事業場以外の事業場イに定める者のほか、第一項各号の事項を担当するために必要な能力を有すると認められる者

4 事業者は、化学物質管理者を選任したときは、当該化学物質管理者に対し、第一項各号に掲げる事項をなし得る権限を与えなければならない。

5 事業者は、化学物質管理者を選任したときは、当該化学物質管理者の氏名を事業場の見やすい箇所に掲示すること等により関係労働者に周知させなければならない。

（保護具着用管理責任者の選任等）

第十二条の六 化学物質管理者を選任した事業者は、リスクアセスメントの結果に基づく措置として、労働者に保護具を使用させるときは、保護具着用管理責任者を選任し、次に掲げる事項を管理させなければならない。

一 保護具の適正な選択に関すること。

二 労働者の保護具の適正な使用に関すること。

三 保護具の保守管理に関すること。

2 前項の規定による保護具着用管理責任者の選任は、次に定めるところにより行わなければならない。

一 保護具着用管理責任者を選任すべき事由が発生した日から十四日以内に選任すること。

二 保護具に関する知識及び経験を有すると認められる者のうちから選任すること。

3 事業者は、保護具着用管理責任者を選任したときは、当該保護具着用管理責任者に対し、第一項に掲げる業務をなし得る権限を与えなければならない。

4 事業者は、保護具着用管理責任者を選任したときは、当該保護具着用管理責任者の氏名を事業場の見やすい箇所に掲示すること等により関係労働者に周知させなければならない。

（衛生委員会の付議事項）

第二十二條 法第十八条第一項第四号の労働者の健康障害の防止及び健康の保持増進に関する重要事項

には、次の事項が含まれるものとする。

- 一 衛生に関する規程の作成に関すること。
- 二 法第二十八条の二第一項又は第五十七条の三第一項及び第二項の危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置のうち、衛生に係るものに関すること。
- 三 安全衛生に関する計画（衛生に係る部分に限る。）の作成、実施、評価及び改善に関すること。
- 四 衛生教育の実施計画の作成に関すること。
- 五 法第五十七条の四第一項及び第五十七条の五第一項の規定により行われる有害性の調査並びにその結果に対する対策の樹立に関すること。
- 六 法第六十五条第一項又は第五項の規定により行われる作業環境測定の結果及びその結果の評価に基づく対策の樹立に関すること。
- 七 定期に行われる健康診断、法第六十六条第四項の規定による指示を受けて行われる臨時の健康診断、法第六十六条の二の自ら受けた健康診断及び法に基づく他の省令の規定に基づいて行われる医師の診断、診察又は処置の結果並びにその結果に対する対策の樹立に関すること。
- 八 労働者の健康の保持増進を図るため必要な措置の実施計画の作成に関すること。
- 九 長時間にわたる労働による労働者の健康障害の防止を図るための対策の樹立に関すること。
- 十 労働者の精神的健康の保持増進を図るための対策の樹立に関すること
- 十一 第五百七十七条の二第一項、第二項及び第八項の規定により講ずる措置に関すること並びに同条第三項及び第四項の医師又は歯科医師による健康診断の実施に関すること。
- 十二 厚生労働大臣、都道府県労働局長、労働基準監督署長、労働基準監督官又は労働衛生専門官から文書により命令、指示、勧告又は指導を受けた事項のうち、労働者の健康障害の防止に関すること。

（危険有害化学物質等に関する危険性又は有害性等の表示等）

第二十四条の十四 化学物質、化学物質を含有する製剤その他の労働者に対する危険又は健康障害を生ずるおそれのある物で厚生労働大臣が定めるもの（令第十八条各号及び令別表第三第一号に掲げる物を除く。次項及び第二十四条の十六において「危険有害化学物質等」という。）を容器に入れ、又は包装して、譲渡し、又は提供する者は、その容器又は包装（容器に入れ、かつ、包装して、譲渡し、又は提供するときにあつては、その容器）に次に掲げるものを表示するように努めなければならない。

一 次に掲げる事項

- イ 名称
- ロ 人体に及ぼす作用
- ハ 貯蔵又は取扱い上の注意
- ニ 表示をする者の氏名（法人にあつては、その名称）、住所及び電話番号
- ホ 注意喚起語
- ヘ 安定性及び反応性
- 二 当該物を取り扱う労働者に注意を喚起するための標章で厚生労働大臣が定めるもの

2 危険有害化学物質等を前項に規定する方法以外の方法により譲渡し、又は提供する者は、同項各号の事項を記載した文書を、譲渡し、又は提供する相手方に交付するよう努めなければならない。

第二十四条の十五 特定危険有害化学物質等（化学物質、を含有する製剤その他の労働者に対する危険又は健康障害を生ずるおそれのある物で厚生労働大臣が定めるもの（法第五十七条の二第一項に規定する通知対象物を除く。）をいう。以下この条及び次条において同じ。）を譲渡し、又は提供する者は、特定危険有害化学物質等に関する次に掲げる事項（前条第二項に規定する者にあつては、同条第一項に規定する事項を除く。）を、文書若しくは磁気ディスク、光ディスクその他の記録媒体の交付、ファクシミリ装置を用いた送信若しくは電子メールの送信又は当該事項が記載されたホームページのアドレス（二次元コードその他のこれに代わるものを含む。）及び当該アドレスに係るホームページの閲覧を求める旨の伝達により、譲渡し、又は提供する相手方の事業者に通知し、当該相手方が閲覧できるように努めなければならない。

- 一 名称
- 二 成分及びその含有量
- 三 物理的及び化学的性質
- 四 人体に及ぼす作用
- 五 貯蔵又は取扱い上の注意
- 六 流出その他の事故が発生した場合において講ずべき応急の措置
- 七 通知を行う者の氏名（法人にあつては、その名称）、住所及び電話番号
- 八 危険性又は有害性の要約
- 九 安定性及び反応性
- 十 想定される用途及び当該用途における使用上の注意
- 十一 適用される法令
- 十二 その他参考となる事項

2 特定危険有害化学物質等を譲渡し、又は提供する者は、前項第四号の事項について、直近の確認を行った日から起算して五年以内ごとに一回、最新の科学的知見に基づき、変更を行う必要性の有無を確認し、変更を行う必要があると認めるときは、当該確認をした日から一年以内に、当該事項に変更を行うように努めなければならない。

3 特定危険有害化学物質等を譲渡し、又は提供する者は、前項の規定により通知した事項に変更を行う必要が生じたときは、文書若しくは磁気ディスク、光ディスクその他の記録媒体の交付、ファクシミリ装置を用いた送信若しくは電子メールの送信又は当該事項が記載されたホームページのアドレス（二次元コードその他のこれに代わるものを含む。）及び当該アドレスに係るホームページの閲覧を求める旨の伝達により、変更後の同項各号の事項を、速やかに、譲渡し、又は提供した相手方の事業者に通知し、当該相手方が閲覧できるように努めなければならない。

（名称等の通知）

第三十二条 法第五十七条第一項の規定による表示は、当該容器又は包装に、同項各号に掲げるもの（以下この条において「表示事項等」という。）を印刷し、又は表示事項等を印刷した票箋を貼り付けて行わなければならない。ただし、当該容器又は包装に表示事項等の全てを印刷し、又は表示事項等の全てを印刷した票箋を貼り付けることが困難なときは、表示事項等のうち同項第一号ロからニま

で及び同項第二号に掲げるものについては、これらを印刷した票箋を容器又は包装に結びつけることにより表示することができる。

第三十三条 法第五十七条第一項第一号ニの厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 法第五十七条第一項の規定による表示をする者の氏名（法人にあつては、その名称）、住所及び電話番号
- 二 注意喚起語
- 三 安定性及び反応性

第三十三条の二 事業者は、令第十七条に規定する物又は令第十八条各号に掲げる物を容器に入れ、又は包装して保管するとき（法第五十七条第一項の規定による表示がされた容器又は包装により保管するときを除く。）は、当該物の名称及び人体に及ぼす作用について、当該物の保管に用いる容器又は包装への表示、文書の交付その他の方法により、当該物を取り扱う者に、明示しなければならない。

第三十四条の二の三 法第五十七条の二第一項及び第二項の厚生労働省令で定める方法は、磁気ディスク、光ディスクその他の記録媒体の交付、ファクシミリ装置を用いた送信若しくは電子メールの送信又は当該事項が記載されたホームページのアドレス（二次元コードその他のこれに代わるものを含む。）及び当該アドレスに係るホームページの閲覧を求める旨の伝達とする。

第三十四条の二の五 法第五十七条の二第一項の規定による通知は、同項の通知対象物を譲渡し、又は提供する時までに行わなければならない。ただし、継続的に又は反復して譲渡し、又は提供する場合において、既に当該通知が行われているときは、この限りでない。

2 法第五十七条の二第一項の通知対象物を譲渡し、又は提供する（新設）者は、同項第四号の事項について、直近の確認を行つた日から起算して五年以内ごとに一回、最新の科学的知見に基づき、変更を行う必要性の有無を確認し、変更を行う必要があると認めるときは、当該確認をした日から一年以内に、当該事項に変更を行わなければならない。

3 前項の者は、同項の規定により法第五十七条の二第一項第四号（新設）の事項に変更を行つたときは、変更後の同号の事項を、適切な時期に、譲渡し、又は提供した相手方の事業者へ通知するものとし、文書若しくは磁気ディスク、光ディスクその他の記録媒体の交付、ファクシミリ装置を用いた送信若しくは電子メールの送信又は当該事項が記載されたホームページのアドレス（二次元コードその他のこれに代わるものを含む。）及び当該アドレスに係るホームページの閲覧を求める旨の伝達により、変更後の当該事項を、当該相手方の事業者が閲覧できるようにしなければならない。

第三十四条の二の六 法第五十七条の二第一項第二号の事項のうち、成分の含有量については、令別表第三第一号1から7までに掲げる物及び令別表第九に掲げる物ごとに重量パーセントを通知しなければならない。

（リスクアセスメントの実施時期等）

第三十四条の二の七 リスクアセスメントは、次に掲げる時期に行うものとする。

- 一 リスクアセスメント対象物を原材料等として新規に採用し、又は変更するとき。
- 二 リスクアセスメント対象物を製造し、又は取り扱う業務に係る作業の方法又は手順を新規に採用し、又は変更するとき。
- 三 前二号に掲げるもののほか、リスクアセスメント対象物による危険性又は有害性等について変化が生じ、又は生ずるおそれがあるとき。

2 リスクアセスメントは、リスクアセスメント対象物を製造し、又は取り扱う業務ごとに、次に掲げるいずれかの方法（リスクアセスメントのうち危険性に係るものにあつては、第一号又は第三号（第一号に係る部分に限る。）に掲げる方法に限る。）により、又はこれらの方法の併用により行わなければならない。

- 一 当該リスクアセスメント対象物が当該業務に従事する労働者に危険を及ぼし、又は当該リスクアセスメント対象物により当該労働者の健康障害を生ずるおそれの程度及び当該危険又は健康障害の程度を考慮する方法
- 二 当該業務に従事する労働者が当該リスクアセスメント対象物にさらされる程度及び当該リスクアセスメント対象物の有害性の程度を考慮する方法
- 三 前二号に掲げる方法に準ずる方法

(リスクアセスメントの結果等の記録及び保存並びに周知)

第三十四条の二の八 事業者は、リスクアセスメントを行つたときは、次に掲げる事項について、記録を作成し、次にリスクアセスメントを行うまでの期間（リスクアセスメントを行つた日から起算して三年以内に当該リスクアセスメント対象物についてリスクアセスメントを行つたときは、三年間）保存するとともに、当該事項を、リスクアセスメント対象物を製造し、又は取り扱う業務に従事する労働者に周知させなければならない。

- 一 当該リスクアセスメント対象物の名称
- 二 当該業務の内容
- 三 当該リスクアセスメントの結果
- 四 当該リスクアセスメントの結果に基づき事業者が講ずる労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置の内容

2 前項の規定による周知は、次に掲げるいずれかの方法により行うものとする。

- 一 当該リスクアセスメント対象物を製造し、又は取り扱う各作業場の見やすい場所に常時掲示し、又は備え付けること。
- 二 書面を、当該リスクアセスメント対象物を製造し、又は取り扱う業務に従事する労働者に交付すること。
- 三 磁気ディスク、光ディスクその他の記録媒体に記録し、かつ三磁気テープ、磁気ディスクその他これらに準ずる物に記録し、当該リスクアセスメント対象物を製造し、又は取り扱う各作業、かつ、当該リスクアセスメント対象物を製造し、又は取り扱う当該調査対象物を製造し、又は取り扱う業務に従事する労働者が当該記録の内容を常時確認できる機器を設置すること。

(改善の指示等)

第三十四条の二の十 労働基準監督署長は、化学物質による労働災害が発生した、又はそのおそれがある事業場の事業者に対し、当該事業場において化学物質の管理が適切に行われていない疑いがあると認めるときは、当該事業場における化学物質の管理の状況について改善すべき旨を指示することができる。

2 前項の指示を受けた事業者は、遅滞なく、事業場における化学物質の管理について必要な知識及び技能を有する者として厚生労働大臣が定めるもの（以下この条において「化学物質管理専門家」という。）から、当該事業場における化学物質の管理の状況についての確認及び当該事業場が実施し得る望ましい改善措置に関する助言を受けなければならない。

3 前項の確認及び助言を求められた化学物質管理専門家は、同項の事業者に対し、当該事業場における化学物質の管理の状況についての確認結果及び当該事業場が実施し得る望ましい改善措置に関する助言について、速やかに、書面により通知しなければならない。

4 事業者は、前項の通知を受けた後、一月以内に、当該通知の内容を踏まえた改善措置を実施するための計画を作成するとともに、当該計画作成後、速やかに、当該計画に従い必要な改善措置を実施しなければならない。

5 事業者は、前項の計画を作成後、遅滞なく、当該計画の内容について、第三項の通知及び前項の計画の写しを添えて、改善計画報告書（様式第四号）により、所轄労働基準監督署長に報告しなければならない。

6 事業者は、第四項の規定に基づき実施した改善措置の記録を作成し、当該記録について、第三項の通知及び第四項の計画とともに三年間保存しなければならない。

(雇入れ時等の教育)

第三十五条 事業者は、労働者を雇い入れ、又は労働者の作業内容を変更したときは、当該労働者に対し、遅滞なく、次の事項のうち当該労働者が従事する業務に関する安全又は衛生のため必要な事項について、教育を行わなければならない。

- 一 機械等、原材料等の危険性又は有害性及びこれらの取扱い方法に関すること。
- 二 安全装置、有害物抑制装置又は保護具の性能及びこれらの取扱い方法に関すること。
- 三 作業手順に関すること。
- 四 作業開始時の点検に関すること。
- 五 当該業務に関して発生するおそれのある疾病の原因及び予防に関すること。
- 六 整理、整頓及び清潔の保持に関すること。
- 七 事故時等における応急措置及び退避に関すること。
- 八 前各号に掲げるもののほか、当該業務に関する安全又は衛生のために必要な事項

2 事業者は、前項各号に掲げる事項の全部又は一部に関し十分な知識及び技能を有していると認められる労働者については、当該事項についての教育を省略することができる。

(疾病の報告)

第九十七条の二 事業者は、化学物質又は化学物質を含有する製剤を製造し、又は取り扱う業務を行う事業場において、一年以内に二人以上の労働者が同種のがんに罹患したことを把握したときは、当該罹患が業務に起因するかどうかについて、遅滞なく、医師の意見を聴かなければならない。

2 事業者は、前項の医師が、同項の罹患が業務に起因するものと疑われると判断したときは、遅滞なく、次に掲げる事項について、所轄都道府県労働局長に報告しなければならない。

一 がんに罹患した労働者が当該事業場で従事した業務において製造し、又は取り扱った化学物質の名称（化学物質を含有する製剤にあつては、当該製剤が含有する化学物質の名称）

二 がんに罹患した労働者が当該事業場において従事していた業務の内容及び当該業務に従事していた期間

三 がんに罹患した労働者の年齢及び性別

（ばく露の程度の低減等）

第五百七十七条の二 事業者は、リスクアセスメント対象物を製造し、又は取り扱う事業場において、リスクアセスメントの結果等に基づき、労働者の健康障害を防止するため、代替物の使用、発散源を密閉する設備、局所排気装置又は全体換気装置の設置及び稼働、作業の方法の改善、有効な呼吸用保護具を使用させること等必要な措置を講ずることにより、リスクアセスメント対象物に労働者がばく露される程度を最小限度にしなければならない。

2 事業者は、リスクアセスメント対象物のうち、一定程度のばく露に抑えることにより、労働者に健康障害を生ずるおそれがない物として厚生労働大臣が定めるものを製造し、又は取り扱う業務（主として一般消費者の生活の用に供される製品に係るものを除く。）を行う屋内作業場においては、当該業務に従事する労働者がこれらの物にばく露される程度を、厚生労働大臣が定める濃度の基準以下としなければならない。

3 事業者は、リスクアセスメント対象物を製造し、又は取り扱う業務に常時従事する労働者に対し、法第六十六条の規定による健康診断のほか、リスクアセスメント対象物に係るリスクアセスメントの結果に基づき、関係労働者の意見を聴き、必要があると認めるときは、医師又は歯科医師が必要と認める項目について、医師又は歯科医師による健康診断を行わなければならない。

4 事業者は、第二項の業務に従事する労働者が、同項の厚生労働大臣が定める濃度の基準を超えてリスクアセスメント対象物にばく露したおそれがあるときは、速やかに、当該労働者に対し、医師又は歯科医師が必要と認める項目について、医師又は歯科医師による健康診断を行わなければならない。

5 事業者は、前二項の健康診断（以下この条において「リスクアセスメント対象物健康診断」という。）を行つたときは、リスクアセスメント対象物健康診断の結果に基づき、リスクアセスメント対象物健康診断個人票（様式第二十四号の二）を作成し、これを五年間（リスクアセスメント対象物健康診断に係るリスクアセスメント対象物ががん原性がある物として厚生労働大臣が定めるもの（以下「がん原性物質」という。）である場合は、三十年間）保存しなければならない。

6 事業者は、リスクアセスメント対象物健康診断の結果（リスクアセスメント対象物健康診断の項目に異常の所見があると診断された労働者に係るものに限る。）に基づき、当該労働者の健康を保持するために必要な措置について、次に定めるところにより、医師又は歯科医師の意見を聴かなければならない。

- 一 リスクアセスメント対象物健康診断が行われた日から三月以内に行うこと。
- 二 聴取した医師又は歯科医師の意見をリスクアセスメント対象物健康診断個人票に記載すること。
- 7 事業者は、医師又は歯科医師から、前項の意見聴取を行う上で必要となる労働者の業務に関する情報を求められたときは、速やかに、これを提供しなければならない。
- 8 事業者は、第六項の規定による医師又は歯科医師の意見を勘案し、その必要があると認めるときは、当該労働者の実情を考慮して、就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮等の措置を講ずるほか、作業環境測定の実施、施設又は設備の設置又は整備、衛生委員会又は安全衛生委員会への当該医師又は歯科医師の意見の報告その他の適切な措置を講じなければならない。
- 9 事業者は、リスクアセスメント対象物健康診断を受けた労働者に対し、遅滞なく、リスクアセスメント対象物健康診断の結果を通知しなければならない。
- 10 事業者は、第一項、第二項及び第八項の規定により講じた措置について、関係労働者の意見を聴くための機会を設けなければならない。
- 11 事業者は、次に掲げる事項（第三号については、がん原性物質を製造し、又は取り扱う業務に従事する労働者に限る。）について、一年を超えない期間ごとに一回、定期的に、記録を作成し、当該記録を三年間（第二号（リスクアセスメント対象物ががん原性物質である場合に限る。）及び第三号については、三十年間）保存するとともに、第一号及び第四号の事項について、リスクアセスメント対象物を製造し、又は取り扱う業務に従事する労働者に周知させなければならない。
 - 一 第一項、第二項及び第八項の規定により講じた措置の状況
 - 二 リスクアセスメント対象物を製造し、又は取り扱う業務に従事する労働者のリスクアセスメント対象物のばく露の状況
 - 三 労働者の氏名、従事した作業の概要及び当該作業に従事した期間並びにがん原性物質により著しく汚染される事態が生じたときはその概要及び事業者が講じた応急の措置の概要
 - 四 前項の規定による関係労働者の意見の聴取状況
- 12 前項の規定による周知は、次に掲げるいずれかの方法により行うものとする。
 - 一 当該リスクアセスメント対象物を製造し、又は取り扱う各作業場の見やすい場所に常時掲示し、又は備え付けること。
 - 二 書面を、当該リスクアセスメント対象物を製造し、又は取り扱う業務に従事する労働者に交付すること。
 - 三 磁気ディスク、光ディスクその他の記録媒体に記録し、かつ、当該リスクアセスメント対象物を製造し、又は取り扱う各作業場に、当該リスクアセスメント対象物を製造し、又は取り扱う業務に従事する労働者が当該記録の内容を常時確認できる機器を設置すること。

第五百七十七条の三 事業者は、リスクアセスメント対象物以外の化学物質を製造し、又は取り扱う事業場において、リスクアセスメント対象物以外の化学物質に係る危険性又は有害性等の調査の結果等に基づき、労働者の健康障害を防止するため、代替物の使用、発散源を密閉する設備、局所排気装置又は全体換気装置の設置及び稼働、作業の方法の改善、有効な保護具を使用させること等必要な措置を講ずることにより、労働者がリスクアセスメント対象物以外の化学物質にばく露される程度を最小限度にするよう努めなければならない。

(皮膚障害等防止用の保護具)

第五百九十四条 事業者は、皮膚若しくは眼に障害を与える物を取り扱う業務又は有害物が皮膚から吸収され、若しくは侵入して、健康障害若しくは感染をおこすおそれのある業務においては、当該業務に従事する労働者に使用させるために、塗布剤、不浸透性の保護衣、保護手袋、履物又は保護眼鏡等適切な保護具を備えなければならない。

2 事業者は、前項の業務の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、塗布剤、不浸透性の保護衣、保護手袋、履物又は保護眼鏡等適切な保護具について、備えておくこと等によりこれらを使用することができるようにする必要がある旨を周知させなければならない。ならない。

第五百九十四条の二 事業者は、化学物質又は化学物質を含有する製剤（皮膚若しくは眼に障害を与えるおそれ又は皮膚から吸収され、若しくは皮膚に侵入して、健康障害を生ずるおそれがないことが明らかでないものを除く。）を製造し、又は取り扱う業務（法及びこれに基づく命令の規定により労働者に保護具を使用させなければならない業務及びこれらの物を密閉して製造し、又は取り扱う業務を除く。）に労働者を従事させるときは、当該労働者に保護衣、保護手袋、履物又は保護眼鏡等適切な保護具を使用させるよう努めなければならない。

2 事業者は、前項の業務の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、同項の保護具について、これらを使用する必要がある旨を周知させるよう努めなければならない。

第五百九十四条の三 事業者は、化学物質又は化学物質を含有する製剤（皮膚等障害化学物質等及び皮膚若しくは眼に障害を与えるおそれ又は皮膚から吸収され、若しくは皮膚に侵入して、健康障害を生ずるおそれがないことが明らかでないものを除く。）を製造し、又は取り扱う業務（法及びこれに基づく命令の規定により労働者に保護具を使用させなければならない業務及びこれらの物を密閉して製造し、又は取り扱う業務を除く。）に労働者を従事させるときは、当該労働者に保護衣、保護手袋、履物又は保護眼鏡等適切な保護具を使用させるよう努めなければならない。

2 事業者は、皮膚に障害を与える物を取り扱う業務又は有害物が皮膚から吸収され、若しくは侵入して、健康障害若しくは感染をおこすおそれのある業務においては、当該業務に従事する労働者に使用させるために、塗布剤、不浸透性の保護衣、保護手袋又は履物等適切な保護具を備えなければならない。

(保護具の数等)

第五百九十六条 事業者は、第五百九十三条第一項、第五百九十四条第一項及び前条第一項に規定する保護具については、同時に就業する労働者の人数と同数以上を備え、常時有効かつ清潔に保持しなければならない。

(労働者の使用義務)

第五百九十七条 第五百九十三条第一項、第五百九十四条第一項及び第五百九十五条第一項に規定する業務に従事する労働者は、事業者から当該業務に必要な保護具の使用を命じられたときは、当該保護具を使用しなければならない。

付録4 健康診断個人票（様式第二十四号の二）

様式第24号の2（第577条の2関係）（表面）

リスクアセスメント対象物健康診断個人票

氏名		生年月日	年 月 日	雇入年月日	年 月 日	
		性別	男・女			
製造し、又は取り扱うリスクアセスメント対象物の名称						
医師又は 歯科医師による 健康診断	健康診断実施者	医師・歯科医師				
	健診年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	
	健診の種別	(第 項)	(第 項)	(第 項)	(第 項)	
	医師又は 歯科医師が 必要と認める 項目					
	医師又は歯科医師の診断					
健康診断を実施した医師 又は歯科医師の氏名						
医師又は歯科医師の意見						
意見を述べた医師又は 歯科医師の氏名						
備考						

様式第24号の2（第577条の2関係）（裏面）

[備考]

- 1 記載すべき事項のない欄又は記入枠は、空欄のままとすること。
- 2 「健康診断実施者」の欄中、「医師」又は「歯科医師」のうち、該当しない文字を抹消すること。
- 3 「健診の種別」の欄の「(第 項)」内には、労働安全衛生規則第577条の2第3項の健康診断（リスクアセスメントの結果に基づき、関係労働者の意見を聴き、必要があると認めるときに行う健康診断）を実施した場合は「3」を、同条第4項の健康診断（厚生労働大臣が定める濃度の基準を超えてリスクアセスメント対象物にばく露したおそれがあるときに行う健康診断）を実施した場合は「4」を記入すること。
- 4 「医師又は歯科医師が必要と認める項目」の欄は、リスクアセスメント対象物ごとに医師又は歯科医師が必要と判断した検診又は検査等の名称及び結果を記入すること。
- 5 「医師又は歯科医師の診断」の欄は、異常なし、要精密検査、要治療等の医師又は歯科医師の診断を記入すること。
- 6 「医師又は歯科医師の意見」の欄は、健康診断の結果、異常の所見があると診断された場合に、就業上の措置について医師又は歯科医師の意見を記入すること。